

令和2年第2回定例会（第3号）

令和2年6月11日（木曜日）午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議案第42号 令和2年度七飯町一般会計補正予算（第4号）
日程第 3 報告第 2号 令和元年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業報告及び決算報告について
日程第 4 報告第 3号 令和元年度七飯町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第 5 報告第 4号 令和元年度七飯町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
日程第 6 発議案第3号 新型コロナウイルス対策に関わる地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第 7 発議案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
日程第 8 閉会中の委員会活動の承認について

○出席議員（18名）

議 長	18番	木 下 敏	副 議 長	17番	青 山 金 助
	1番	横 田 有 一		2番	神 崎 和 枝
	3番	平 松 俊 一		4番	池 田 誠 悦
	5番	田 村 敏 郎		6番	稲 垣 明 美
	7番	畑 中 静 一		8番	長谷川 生 人
	9番	上 野 武 彦		10番	坂 本 繁
	11番	澤 出 明 宏		12番	中 島 勝 也
	13番	川 村 主 税		14番	中 川 友 規
	15番	若 山 雅 行		16番	川 上 弘 一

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 中 宮 安 一

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副 町 長	宮 田 東	総 務 部 長	釣 谷 隆 士
民 生 部 長	杉 原 太	経 済 部 長	青 山 芳 弘
総務部総務財政課長	倍 楼 司	総務部情報防災課長	若 山 みつる
総務部政策推進課長	中 村 雄 司	総務部税務課長	広 部 美 幸
会 計 課 長	青 山 栄久雄	民生部住民課長	清 野 真 里
民生部環境生活課長	磯 場 嘉 和	民生部福祉課長	村 山 徳 收
民生部子育て健康支援課長	岩 上 剛	経済部商工観光課長	福 川 晃 也
経済部農林水産課長	田 中 正 彦	経済部土木課長	佐々木 陵 二
経済部都市住宅課長	川 島 篤 実	経済部上下水道課長	笠 原 泰 之

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教 育 次 長	扇 田 誠	学 校 教 育 課 長	竹 内 圭 介
生 涯 教 育 課 長	北 村 公 志	学 校 給 食 セ ン タ ー 長	柴 田 憲
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	川 崎 元		

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事 務 局 長 田 中 正 彦

○本会議の書記

事 務 局 長	関 口 順 子	書 記	妹 尾 洋 兵
書 記	佐々木 宏美		

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

11番	澤 出 明 宏	12番	中 島 勝 也
-----	---------	-----	---------

午前10時00分 開議

開 議 宣 告

○議長（木下 敏） おはようございます。
ただいまから、令和2年第2回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

11番 澤 出 明 宏 議員

12番 中 島 勝 也 議員

以上2議員を指名いたします。

日程第2

議案第42号 令和2年度七飯町一般会計補正予算（第4号）

○議長（木下 敏） 日程第2 議案第42号令和2年度七飯町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは、議案第42号令和2年度七飯町一般会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

このたびの補正は、新型コロナウイルス感染症に対応するため、国から交付のあった地方創生臨時交付金を活用した各種対策事業による増額、また、感染症の拡大防止に伴い、中止、延期した事業予算の減額を含んだ補正予算の編成となっております。

第1条は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,957万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ153億3,082万3,000円とするものでございます。

それでは、7ページの歳出を御覧願います。

1款議会費1項1目議会費は、旅費は、コロナ

ウイルス感染症の影響により、出席予定だった会議が中止されたため、議員費用弁償、一般職旅費、議員研修視察随行職員旅費、合わせて13万1,000円の減額。

2款総務費1項1目一般管理費は、平和事業費として、今年度、平和大使派遣事業を中止したため、報償費から役務費まで合わせて119万1,000円の減額。

5目財産管理費は、庁舎管理費として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業により、公共施設での感染予防を図るため、消耗品は庁舎等で使用する除菌剤、ハンドタオル、消毒液等の購入費160万円の追加。備品購入費は、窓口用パーテーション、間仕切りパネル、ポール、施設の除菌作業を行うため、消毒用噴霧機、また、災害時の避難所での感染症対応として、個室スペース確保のため、テント等購入費等301万3,000円の追加。事業合計461万3,000円の追加。

7目企画費は、交通対策事業費として、地方創生臨時交付金事業により、報償費は社会システム維持のため、公共交通事業者への感染予防対策報償金50万円の追加。東京オリンピック聖火リレー事業費として、事業延期のため、報償費から使用料及び賃借料まで合わせて600万円の減額。

11目交流推進費は、9ページになります。海外交流派遣研修事業として、コンコードへ町民を派遣する事業、また、町内交流事業として、東京ふるさと七飯会、東京大沼会の今年度総会が中止となったことから、報償費から需用費まで合わせて473万8,000円の減額。

3款民生費1項1目社会福祉総務費は、社会福祉総務費（地域福祉）として、地方創生臨時交付金事業により、報償費は社会福祉施設等における感染予防対策報償金990万円の追加。

4目障害者福祉費は、地域生活支援事業費として、負担金、補助及び交付金は、事業中止により、サマースクールイン七飯事業補助金10万円の減額。障がい者地域交流推進事業補助金は、ふれあい研修旅行の中止により60万円の減額。事業合計70万円の減額。

6目社会福祉施設費は、社会福祉施設指定管理費として、需用費は、屋内ゲートボール場のずらんコート屋根修繕のため19万8,000円の追加。

2項1目児童福祉総務費は、地方創生臨時交付金事業により、報償費は、幼稚園、保育所、学童保育クラブ等の子育て施設への感染予防対策報償金216万円の追加。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費は、地方創生臨時交付金事業により、報償費は、医科、歯科、整骨院等への感染予防対策報償金741万円の追加。

2目予防費は、疾病予防等保健対策費として、地方創生臨時交付金事業により、感染症により生じるさまざまな課題や各種支援などで業務上必要なため、需用費は、マスク、アルコール消毒液、防護服等、消耗品費の購入のため255万円の追加、備品購入費は、非接触型の電子体温計購入のため52万円の追加。事業合計307万円の追加。母子保健対策費として、母子保健事業等の開催時の感染予防対策のため、需用費は消耗品費で、マスク、アルコール消毒液の購入のため13万8,000円の追加。印刷製本費は、妊婦用マスク発送用封筒印刷費として3万6,000円の追加。役務費は、妊婦用マスク郵便料として7万円の追加。事業合計24万4,000円の追加。

3目環境衛生費は、環境衛生費として、地方創生臨時交付金事業により、報償費は、社会システム維持のため、衛生事業者への感染予防対策報償金615万円の追加。有害鳥獣対策費として、報償費はエゾシカの増加に対応するため、捕獲、処理に係る報償費68万円の追加。

4目環境保全対策費は、生活環境対策事業費として、合併処理浄化槽設置整備補助金に予算不足が見込まれるため、692万円の追加。

2項2目塵芥処理費は、廃棄物処理作業車管理費として、需用費は、クリーンセンターで使用しているブルドーザーのラジエーター交換のため、作業車修繕料94万6,000円の追加。

6款農林水産業費1項4目農地費は、土地改良総務費として、北海道多面的機能支払事業に伴う経費の補正予算で、平成26年度から継続事業で

すが、国・道からの補助を受けることから、道からの内示を受けての対応となっておりますので、今回の補正となり、需用費は、多面的機能支払事務推進活動用消耗品10万円の追加。負担金、補助及び交付金は、町内8カ所の農地管理組合に対して、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律等に基づいて交付される多面的機能支払事業補助金7,632万3,000円の追加。事業合計7,642万3,000円の追加。

7款商工費1項1目商工費は、商工振興費として、ななえ赤松街道納涼祭が今年度中止となることから、負担金補助及び交付金は200万円の減額。特産品PR事業費として、負担金補助及び交付金は、函館グルメサーカスの開催中止に伴い、出店負担金8万7,000円の減額。ふるさと納税事業費として、役務費は宅配郵便料の予算不足のため180万円の追加。クーポン券発行事業費は、地方創生臨時交付金事業により、町内経済を回復させるため、クーポン券を発行する事業経費として、需用費は印刷製本費で、クーポン券取扱所一覧、発送用封筒などの印刷代として168万2,000円の追加。役務費は郵便料で、クーポン券等発送郵便料として655万2,000円の追加。手数料は、口座振替手数料等120万2,000円の追加。委託料は、換金事務業務委託料84万円の追加。負担金、補助及び交付金は、クーポン券換金事業者交付金として8,400万円の追加。事業合計9,427万6,000円の追加。商工業経営安定支援事業費は、5月の第2回臨時会で事業予算化いたしました。新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金対象事業とすることから、73万4,000円を一般財源から国庫支出金へ財源構成、休業要請等協力支援金事業費においても同様に、2,918万2,000円を一般財源から国庫支出金へ財源構成。

2目観光費は、負担金、補助及び交付金は、本年度、湖水まつりが中止となることから、町内観光イベント開催負担金300万円の減額。

8款2項1目道路橋梁維持費は、道路橋梁維持費として、工事請負費は、補修箇所増加に伴い、町道等舗装補修工事500万円の追加。

2目道路橋梁新設改良費は、道路用地取得費と

して、公有財産購入費は、用地交渉が整ったことから、上藤城3号線用地購入200万円の追加、大中山2丁目、水路用地購入150万円の追加、大中山4号線、用地購入150万円の追加、合計500万円の追加。

9款1項1目消防施設費は、負担金、補助及び交付金で、本年6月に東大沼多目的グラウンドトルナーレにおいて開催予定でありました渡島消防総合訓練大会が来年度へ延期となったことから、渡島消防事務組合負担金は大会開催に伴う町負担分23万7,000円の減額。

10款教育費1項1目教育委員会費は、教育委員会費として、旅費は、教育委員が出席予定であった研修会の中止により13万8,000円の減額。

2目事務局費は、事務局費学校庶務として、旅費は、研修会の中止に伴う特別職旅費3万4,000円の減額。需用費の消耗品は、大沼岳陽学校の開校式典が中止のため、記念品代30万円の減額。負担金、補助及び交付金は、渡島中学校体育連盟負担金21万9,000円の減額。事業合計55万3,000円の減額。対外競技参加費として、負担金、補助及び交付金は、中体連の中止に伴い、対外競技等参加費負担金250万円の減額。事務局費、学校教育として、報償費は、学校ICT教育推進委員会委員報償費36万円の追加。

2項1目学校管理費として、学校管理費、小学校は、今年度、学校プールを開設しないことから、報償費は、学校プール管理等報償費54万6,000円の減額。役務費の手数料は、学校プール水質検査手数料7万9,000円の減額。備品購入費は、GIGAスクール構想による教師用パソコンの整備として、指導者用備品購入757万4,000円の追加。事業合計694万9,000円の追加。児童保健衛生費として、学校保健特別対策事業により、需用費は消耗品で、簡易式フェイスシールド、消毒用エタノール、ハンドソープ購入費として22万9,000円の追加。備品購入費は、非接触型体温計の購入のため、学校保健用備品購入費24万7,000円の追加。事業合計47万6,000円の追加。校舎等営繕

費（小学校）として、委託料は、今年度、プール開設の中止により、プール管理等委託料168万2,000円の減額。工事請負費は、地方創生臨時交付金事業として、エアコンが整備されていない各小学校保健室にエアコンを設置する工事費として152万4,000円の追加。各小学校水道蛇口の取っ手を横レバー式に交換する工事として110万円の追加。備品購入費は、今年度、コロナウイルス感染症対策として、教室の換気促進のため、扇風機の購入費476万円の追加。事業合計570万2,000円の追加。

2目教育振興費は、教育振興費（小学校）として、備品購入費は、GIGAスクール構想による児童用パソコン、遠隔授業用備品としてステレオマイクروفオン、LEDビデオライト、バッテリーセット購入費6,811万9,000円の追加。

3項1目学校管理費は、学校管理費（中学校）として、備品購入費は、GIGAスクール構想による教師用パソコンの整備として455万4,000円の追加、生徒保健衛生費として、学校保健特別対策事業により、需用費は消耗品費として、簡易式フェイスシールド、消毒用エタノール、ハンドソープ購入費として13万円の追加。備品購入費は、非接触型体温計の購入のため、学校保健用備品購入費9万3,000円の追加。事業合計22万3,000円の追加。校舎等営繕費（中学校）として、工事請負費は、大中山中学校水道給水管に漏水が発生しているため、管取替え工事302万7,000円の追加。地方創生臨時交付金事業により、各中学校保健室にエアコンを設置する工事として162万7,000円の追加。各中学校水道蛇口の取っ手を横レバー式に交換する工事として143万円の追加。備品購入費は、中学校と同様の理由により、扇風機購入費210万円の追加。事業合計818万4,000円の追加。

2目教育振興費は、教育振興費（中学校）として、備品購入費は、GIGAスクール構想による生徒用パソコン、遠隔授業用備品としてステレオマイクروفオン、LEDビデオライト、バッテリーセット購入費として3,389万1,000円の追加。

4項1目社会教育総務費は、生涯学習事業費として、春の老人大学の研修、七飯吹奏楽祭、少年の主張の中止に伴い、旅費は12万円の減額、需用費は、学校開催消耗品費として2万5,000円の減額。使用料及び賃借料は、事業用バス、トラック借上料9万9,000円の減額。事業合計24万4,000円の減額。

2目文化振興費は、文化講座事業費として、報償費は、春の公民館講座が中止となったことから、講師謝礼105万円の減額。

4目文化財保護費は、歴史館管理費として、需用費は、高温収蔵庫系統空調機の修繕が必要なため、施設修繕料69万2,000円の追加。

5項1目保健体育総務費は、スポーツ振興総務費として、負担金、補助及び交付金は、大沼湖畔駅伝大会中止のため、開催負担金261万1,000円の減額。スポーツ合宿事業費として、旅費は、合宿誘致活動旅費32万8,000円の減額。役務費は、実業団陸上大会パンフレット広告料3万円の減額。事業合計35万8,000円の減額。体育施設管理費として、今年度、町民プールの中止に伴い、報償費から委託料まで合わせて296万円の減額。

12款公債費1項1目元金は、一般会計町債償還費元金として、役務費は、地域総合整備資金貸付金の繰り上げ償還に伴い、長期債元金繰り上げ償還手数料6,000円の追加。償還金利子及び割引料は、長期債元金繰り上げ償還金5,200万円の追加。事業合計5,200万6,000円の追加。

2目利子は、一般会計町債償還費利子として、償還金利子及び割引料は、地域総合整備資金貸付金の繰り上げ償還に伴い、長期債利子償還金21万7,000円の減額。

13款1項1目職員給与費は、会計年度任用職員給与費として、地方創生臨時交付金事業により、新型コロナウイルス感染症の影響のため、就労機会を失った方、収入が減少した方10名を職員として雇用する経費として、報酬は、会計年度任用職員報酬1,588万8,000円の追加。職員手当等は、期末手当分229万5,000円の追加。共済費は、社会保険料288万4,000円

の追加。雇用保険料13万4,000円の追加。旅費は、通勤手当分費用弁償として63万9,000円の追加。事業合計2,184万円の追加でございます。

次に、5ページの歳入に戻っていただきます。

14款国庫支出金2項1目総務費国庫負担金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億3,940万8,000円の追加。

3目衛生費国庫補助金は、妊婦出産包括支援事業補助金として5万3,000円の追加。

5目教育費国庫補助金は、小学校費補助金として、学校で非接触型体温計などの購入のため、学校保健特別対策事業費補助金として23万3,000円の追加。GIGAスクール構想の実現のため、学校情報通信機器整備費補助金として4,123万9,000円の追加。中学校費補助金として、学校保健特別対策事業費補助金として11万6,000円の追加。学校情報通信機器整備費補助金として2,053万円の追加。

15款道支出金2項1目総務費道補助金として、東京オリンピック聖火リレーの延期に伴い、地域づくり総合交付金200万円の減額。

4目農林水産業費道補助金は、北海道多面的機能支払事業補助金5,734万1,000円の追加。エゾシカの増加に対応するため、鳥獣被害防止総合対策事業補助金28万円の追加。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は、財政調整基金繰入金5,461万3,000円の追加。

19款繰越金1項1目繰越金は、前年度繰越金3,882万8,000円の追加。

20款諸収入3項1目総務費貸付金収入は、日本語学校整備事業に伴う地域総合整備資金貸付金をこのたび一括償還することから、4,853万6,000円の追加。

5項4目雑入として、1節諸実費徴収金は、春の公民館講座の中止により、受講料60万円の減額。2節雑入として、コンコード派遣の中止により海外交流派遣参加者負担金59万円の減額。地域総合整備資金貸付金を一括償還することから、補償料補助金返還金は28万円の追加。地域総合整備資金貸付金利子等負担金は34万円の追加。

学校臨時休業等対策費（学校給食費返還補助金）は、令和2年2月から3月にかけて、給食費の停止による給食費の保護者への返還、使用できなくなった食材購入費に対する補助金として96万4,000円の追加でございます。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより質疑に入りますが、三つに分割して質疑を受けます。

初めに、歳出の1款議会費から4款衛生費までの質疑を行います。

質疑を許します。

中島勝也議員。

○12番（中島勝也） では、まずお聞きしたいと思いますが、12ページのクーポン券の発行の事業なのですか……。衛生費までいいのでしょうか。

○議長（木下 敏） 衛生費までだから、今のクーポンのやつは7款商工費ですので……。

○12番（中島勝也） 7款に入るの。

○議長（木下 敏） 4款衛生費までですので、一般の10ページというところまでなのです。12ページのクーポン券は、左を見てもらえば分かるとおり、7款商工費。

○12番（中島勝也） 商工費に入るの。

○議長（木下 敏） そうそう、7款だから、次に。すみません。

4款衛生費までの質疑ございませんか。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） 再度確認したいのですけれども、一般8ページの交通対策費の交通対策事業費7の報償費、地域公共交通に対するということだったので、この内訳について、再度確認させていただきたいと思っております。

続きまして、衛生費までいいのですか。

○議長（木下 敏） はい、4款まで。

○1番（横田有一） 12ページの生活環境対策事業費、合併浄化槽の692万円追加になっているのですけれども、この6月の時期でこんなに足りないというのはどういうことなのかというのをちょっと聞きたくて、この2問、お願いいたします。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） 私のほうから、交通対策事業費の50万円につきまして御説明申し上げます。

まず、こちらの事業の目的、内容でございますけれども、町内の公共交通事業者に携わる事業者におきまして、感染リスクの高い密閉空間の中で感染防止対策の徹底に努めていただいていることに対しまして感謝、慰労、そして感染予防継続への支援が必要であります。あわせて、疲弊しつつある町内経済についても回復する必要があることから、アップル商品券の支援を実施してまいりたいというふうに考えてございます。

対象事業者でございますけれども、町内に本店等を置きまして営業している公共交通事業者でございます。道路運送法に定める一般、乗用、旅客自動車、運送事業の許可を得ている方々、タクシー事業者で9事業者、福祉タクシーも含めた事業者数でございます。また、同様に、道路運送法に定めず一般乗り合い旅客自動車運送事業の許可を得ている路線バスの事業者、1事業者となっております。合計で10事業者が対象となっております。1事業者当たり5万円のアップル商品券となつてございまして、事業総額50万円ということとなっております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（磯場嘉和） それでは、私のほうから、生活環境対策事業費の合併処理浄化槽設置整備補助金の内容について御説明申し上げます。

こちらのほう、峠下に建設に建設予定されております温浴施設の合併処理浄化槽の補助でございます。こちらのほうの開発行為の申請がなされて、4月28日に許可がおりたことから、その中で500人槽というものがそこに設置されるということから、500人槽のうちの補助基準で、500人槽だと1万円掛ける500人プラス192万円というルールになっていますので、692万円を補正するものでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番(横田有一) 合併浄化槽ですけれども、温浴施設というのは前から分かっている話だと思うのですよね。それを今回こうやって上げてくるというのは、決定しなければだめだという、そういう考え方でいいのかということと、当初予算では1,399万7,000円で、692万円を入れて、全部で2,000万円というふうになっているけれども、それ以外の1,390何万円というやつ額については、きちっとまだ何も決まっていないう考え方でいいのですか。

○議長(木下 敏) 環境生活課長。

○環境生活課長(磯場嘉和) 温浴施設の建設計画は事前にあるのですけれども、結局、何人槽が入るのかということが正確に分かれないと、補助金の支出がなかなかできないということで、今回、開発行為の計画で500人槽ということが定まったのが4月28日だったので、それをもとにうちのほうで積算して、補正をするという形になります。当初予算については、一応5人槽、例年、5人槽の住宅のものが8件、大体建設されているというところで、当初予算で見込んで当初予算として組んでございます。

以上でございます。

○議長(木下 敏) ほか、ございませんか。

上野武彦議員。

○9番(上野武彦) 12ページの需用費の中の環境衛生費の報償費として615万円という内容になっておりますが、この臨時交付金対象事業ということで報償費が出るということなのですが、その対象事業はどんな事業者になるのか。そして、実際に支払われる報償費はどのような形で支払われるのか、その辺についてちょっとお伺いします。

○議長(木下 敏) 環境生活課長。

○環境生活課長(磯場嘉和) それでは、環境衛生費の7番、報償費、感染症予防対策報償金(臨時交付金対象事業)について御説明申し上げたいと思います。

このたびの補正については、社会システム維持のための衛生確保事業ということで、町内の衛生事業にかかわる事業者において、感染リスクの高い業務の中で感染防止対策の徹底に努めていた

いていることに対する感謝、慰労、感染予防継続への支援と、疲弊しつつある町内経済についても回復する必要があることから、アップル商品券でのまず支給をするものでございます。対象事業者ですが、一般廃棄物処理事業者13者、産業廃棄物処理事業者35者、葬祭事業者3者、獣医師4事業者、理容院27事業者、美容院41事業者、全部合計しますと123事業者ございまして、それらに対して5万円のアップル商品券を支援するところから、615万円の補正としているものでございます。

以上でございます。

○議長(木下 敏) ほか、ございませんか。

若山雅行議員。

○15番(若山雅行) 該当する項目がちょっと分からなくて、歳入も含めてということですか。

○議長(木下 敏) 歳出の1款……。

○15番(若山雅行) 歳出だけ。

○議長(木下 敏) 歳入の件は最後にやるということ。

○15番(若山雅行) 分かりました。

それでは、歳入の関係は後ですけれども、1点だけ、今の範囲内のあれで確認したいのですけれども、アップル商品券で報償としていろいろ配るというようなお話なのですけれども、後で出てくるクーポン券との関係で、アップル商品券の使用期限というのは、通常、どういう形になっているのかなということで、ちょっと教えていただければと思います。

○議長(木下 敏) 民生部長。

○民生部長(杉原 太) 所管的には商工観光課のほうになるわけですけれども、今回、私のほうで、アップル商品券を購入するということで、答弁させていただきます。

アップル商品券は七飯町商工会が発行しておりますが、6か月の期限となっております。発行された日から6か月以内に使うということで、この部分に関しましては、6か月以内に使われる商品券についてはお釣りも出るということですので、1,000円以下のものを購入されても、1,000円相当、その方が有効に使えるというようなことで、利用は結構柔軟に対応できるというふうに

考えております。以上です。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 6か月ということなのですけれども、もし期限が来てしまったら、もう完全に使えない、救助策みたいなものはないという、今回の補正とは関係ない話かもしれないのですけれども、どうなのでしょう。

○議長（木下 敏） 民生部長。

○民生部長（杉原 太） この商品券は6か月の有効期限というふうに定められておりますので、発行したときに、発行の日付がつくわけでして、その後、6か月を過ぎると、使用は不可になります。そういう意味では、交付してから、こういう経済状況ですので、そういうもらわれた方については早めに、6か月以内に町内で消費していただきたいという思いもあるということをつけ加えさせていただきます。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） それでは、1款議会費から4款衛生費までの質疑を終わります。

管理職の交代をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

議案第42号令和2年度七飯町一般会計補正予算（第4号）の質疑を続けます。

次に、歳出の6款農林水産業費から10款教育費までの質疑を行います。

質疑を許します。

中島勝也議員。

○12番（中島勝也） 先ほどは大変失礼いたしました。

それでは、まず12ページのクーポン券なのですけれども、確認させていただきたいと思っておりますけれども、このクーポン券につきまして、今、町民のほうも相当やはり期待をしているところでございますけれども、やはり一番気掛かりになって

いるのは、いつ発行というか、配布されるのかということが、やはり町民は非常に期待しているという心配されていることですので、いつ配布されるのか、その辺をしっかりと確認していただければと思うのですけれども。

それと、もう1点なのですけれども、これは全員協議会でもちょっとお話しさせていただきましたけれども、終了後の検証、これは課長のほうからはしっかりやりますよというようなお話がありましたけれども、やった後の結果といたしますか、それは議会のほうに報告していただけるのかどうか、この2点をちょっとお伺いしたいと思います。

教育費もいいのか。

○議長（木下 敏） よろしいですよ、10款まで大丈夫ですから。

○12番（中島勝也） では、教育費のほうにちょっと入らせていただきますけれども、16ページの小学校、中学校になりますけれども、扇風機の購入というのがありますけれども、これは1教室に何台ずつ置くのかということです。

それと、扇風機というと、スタンド型と、学校ですから、私は柱とか壁だとか、そういうところにかけるような扇風機にするのかなと思うのですけれども、その辺はどうなっているのか、それもお聞きしたいと思っております。

それと、確認ですけれども、機器の購入、扇風機の購入とかエアコンの購入がありますけれども、これも全員協議会のほうでちょっとお話しさせていただきましたけれども、町長もいいアイデアだなというような話をしていましたけれども、分散購入……。

○議長（木下 敏） 中島議員、全員協議会のお話をこの本会議の中で……。

○12番（中島勝也） とりあえず参考という形で。今、言葉を抜きますけれども、以前、そういう話がありましたけれどもということで。

○議長（木下 敏） それならいいのですけれども、要は全員協議会自体が非公式な会議になっていますので、町長がそこで発言したというのは好ましくないのです、お願いいたします。

○12番（中島勝也） 分かりました。

以前、そういう話もありまして、分散して購入していただきたいと。コロナ対策の支援対策の一つでやるわけですから、七飯町にある機器販売会社、5店ぐらいありますけれども、やはり金額も大きいですから、やはり分散して買っていただくというような形をお願いしましたけれども、それはどのように考えているのか、もう一度、確認のためにお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） 御質問にお答えしていきたいと思えます。

まず、クーポン券の発行時期はいつになるのかということでございます。今回のクーポン券につきましては、それぞれ利用できる店舗、事業者を広く公募していくという予定でございます。これらの公募作業、それから、その公募の結果、利用できる店舗の一覧を印刷して、クーポン券と一緒に全世帯に配布することとしておりますので、現在の予定では、今回、補正予算の議決後、約1か月の準備期間をいただいて、その後というようなスケジュールで考えております。当然、直ちに発行してまいりたいと考えていますので、できる限り迅速に発行できるようにしてまいりたいと考えてございます。

それから、このクーポン券事業の実施結果についてなのですが、このクーポン券はどなたが使用されたかというものは分からない形になりますので、こちらについては調査できないということで御理解いただきたいと思えます。ただし、換金に当たりますのは、換金事業者が判明しますので、これらの集計につきましてはお示しして、このような使用経過となりましたという御報告をさせいただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（北村公志） それでは、扇風機の配置台数についてお答えいたします。扇風機の配置につきましては、普通教室に各2台ずつ配置を予定しております。特別支援級を含む普通教室に各2台ずつの配置を予定してございます。

扇風機のタイプでございますが、備えつけでは

なくて、例えば音楽の時間に音楽室に行くかどうか、教室のつくりによっては廊下のほうに置くとか、臨機応変に使えるように、備えつけのものではなく、家庭用のちょっと背の高いものというものを想定してまして、各学校の状況に応じて臨機応変に使いこなせるような、一般的な家庭用の置くタイプのものを想定してございます。

それから、購入方法についてでございますが、町内の電気店に公平に行き渡るように、経済対策の意味合いも含めまして、公平な導入方法を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中島勝也議員。

○12番（中島勝也） ありがとうございます。ぜひそうしていただければありがたいと思えます。

ただ、扇風機なのですけれども、スタンド方式という形になるわけですね。やはり羽が見えて、すき間があってということで、そういう子供たちの危険性というのは考えられませんか。よく新聞報道とかテレビなどで見ますと、学校の放送などがあった場合には、柱とかそういうところに取りつけてやっているようなところが非常に多く感じられるのですけれども、スタンド方式だと、そういう危険性の可能性も十分に考えられるのかなという気がするのですけれども、その対応策はどうなっていますか。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（北村公志） 安全対策につきましては、扇風機のほかに、導入時に、扇風機に必ずカバーをつけた上で購入を考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） それでは、何点かちょっと教えていただきたいのですけれども、まず、14ページの教育費の関係でございますけれども、もとい、16ページです、すみません。事務局費の報償費、学校ICTの教育推進委員会の、この内訳、何人予定して、単価何ぼで、何日ぐらいみているのか、それをちょっと教えていただきたいと

思います。

それから、確認ですけれども、ICT教育推進の指導者というのですか、これをつけることができるような記憶があったのですけれども、こういう専門家をつけられる体制ができていますのか。今回の補正でなくて、この次上げるとか、そういうICTの計画というのですか、指導者の計画、こういったようなものがあるのかないのか、それを教えていただきたいと思います。

それから、小学校の指導者用の備品、これについても何人の、単価はどのぐらい見込んでいるのか。

それから、中学校も同様に、小学校の人数掛ける単価、それから、中学校の人数掛ける単価、それから、先生方の単価、それらをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（北村公志） まず、ICT教育推進委員会委員の報償費についてでございます。想定といたしましては、町内の各学校から、町内の先生方15名、それぞれ1回の単価が2,000円で10回を予定してございます。また、町外、今回でいうと附属中学校の先生方、指導としまして、3,000円の単価で2名、それも10回で、計36万円を予定してございます。

続きまして、専門員でございますが、GIGAスクール構想に伴う指導員のほうは国からも予算措置がされるという見込みでございます。今後、導入にあわせて、専門業者、専門技師といいますが、想定をいたしまして、次の臨時会なのか9月なのか、専門家の派遣も予定して指導を仰ぐところでございます。

続きまして、パソコンの想定台数でございます。児童生徒合わせてですけれども、児童生徒分が2,055台、それから、教職員分が205台、予備としまして、小学校と中学校と合わせまして40台、計2,300台。単価としましては、4万5,000円が今回基準になってございますので、4万5,000円相当の機種を想定して、2,300台の導入を図るところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 分かりました。

ICTの専門技師というのですか、これは国のほうからという、私の記憶があったのですが、これは町の持ち出しがないというのか、困ったときだけ派遣をお願いするというだけなのか、どういう仕組みというのか、専門になっているのか、ちょっと分かれば教えてください。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（北村公志） 専門家についてですけれども、まず最初の通年というか導入に当たりまして、賃貸借に係る規則の制定だとか、実際の運用マニュアル、セキュリティの関係、いわゆる端末機の扱いについて、基本的なルールを制定していただくということで専門家の派遣という事業が見込まれているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） これについては町の持ち出しはないというふうに理解していいのですか。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（北村公志） 国からGIGAスクール構想に伴い半分から3分の2程度の補助が見込まれるところですが、町負担分につきましては、今後、コロナ対策の交付金のほうでも対象となる可能性があるということで、まだ確定はしてございません。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 一般の12ページ、負担金、補助及び交付金のクーポン券発行事業費9,427万6,000円ということで、これは地方創生臨時交付金事業ということでの内容だということなのですが、まず、この地方創生臨時交付金、9,427万6,000円、これ、全額地方創生臨時交付金で交付される内容になっているのかどうか。実際に臨時交付金事業というのは、七飯町にどのぐらい今回交付されて、そのほか、クーポン券以外にどのように活用されているのか、これについて1点、ちょっとお伺いしたいと思います。

す。

それから、2点目なのですが、今回、対象事業者については公募するというので、約1か月間くらいですね、公募して、その上で一覧表を配布してクーポン券を発行するということなのですが、このクーポン券については、世帯単位で、前にちょっとはつきりしませんでしたけれども、世帯については6,000円ということで聞きましたけれども、これを確認したいのと、それから、利用の状況なのですが、利用に関しては、地域限定ということが入るのか入らないのか、この辺についてまずお伺いしたいと思いません。

○議長(木下 敏) 総務部長。

○総務部長(釣谷隆士) 臨時交付金の関係でございますが、先ほど総務財政課長が歳入の時点で説明いたしましたとおり、歳入の6ページになりますが、1億3,940万8,000円、これが今回の臨時交付金の金額でございます。

以上でございます。

○議長(木下 敏) 商工観光課長。

○商工観光課長(福川晃也) クーポン券事業なのですが、こちらは世帯単位で6,000円を配布するというのでございます。さらに、利用できる店舗につきましては、町内の店舗ということで定めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(木下 敏) 商工観光課長。

○商工観光課長(福川晃也) すみません、漏れてございました。

それぞれの地域に所在する、それぞれ3地区に所在するごとに、それぞれの地区のクーポン券が利用できるという形で考えております。

以上でございます。(発言する者あり)

○議長(木下 敏) 上野武彦議員、それを再質問の中に含めてもう一度質問するということは不可能ですか。

○9番(上野武彦) 1問目で聞いていますので。

○議長(木下 敏) 総務部長。

○総務部長(釣谷隆士) 歳入になるのか歳出になるのかというのはちょっとあれですけれども、

今回の歳出でいきますと、臨時交付金対象事業というふうに記載されている、分かるように予算書のほうには、歳出の予算部分には記載してございます。これが今回の交付金の対象とうちのほうでは見込んでいる事業でございます。実際には、約1億4,000万円の交付金が歳入としてありますが、見てのとおり、それ以上の歳出が組まれているというのが今回の予算になっているというふうに見ただけならばというふうに思います。100%対象だということの国のことだということですので、そういうふうに御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長(木下 敏) 上野武彦議員。

○9番(上野武彦) 2問目ですけれども、先ほどクーポン券についての利用の地域に関して確認をしたいということで質問しておりましたけれども、それぞれの地域でというような答弁になっておりました。ということは、住んでいる地域ごとに利用するということなのか、その辺について再度確認したいと思います。

○議長(木下 敏) 商工観光課長。

○商工観光課長(福川晃也) このたびのクーポン券発行事業につきましては、町内を大きく3地区に分けることで、町民の皆様それぞれ3地区ごとのクーポン券を2,000円掛ける3地区分の6,000円を配布するという形になっていまして、このそれぞれの地区のクーポン券をそれぞれの地区で御利用いただくということを想定してございまして、3地区は本町地区、大中山地区、大沼地区の3地区に分けて、それぞれのクーポン券を発行しまして、それぞれの地区で御利用いただくということを想定しております。これは町民の皆様にも御協力を賜りまして、それぞれの地区の経済を活性化していただくというような想定で、町内の経済を回していくというような考えであります。

以上でございます。

○議長(木下 敏) 上野武彦議員。

○9番(上野武彦) よく分からないような答弁だったのですけれども、それぞれの地区で利用していただくというようなことなのですが、この

6,000円をそれぞれの地区でということは、住んでいる地区で利用するという事なのか、それとも、町内3地区と先ほどおっしゃいました。大中山地区、本町地区、大沼地区と、こういうふうに三つに地区といえば分けられるわけですが、この配布される6,000円は、それでは、例えば3地区に分けるという事なのか、それとも、住んでいる地区でそれぞれ利用することなのか、何かははっきりしない答弁でしたので、もう一度確認したいのですが、要するに1世帯6,000円を配布する。そのクーポン券は、2,000円は大中山地区で、2,000円は本町地区で、2,000円は大沼地区で利用するという地区限定のクーポン券が発行されるということなのかどうか。それとも、それぞれの地区で利用するという事は、大中山地区の人は配布された6,000円を大中山地区で利用する、本町地区は本町地区、大沼地区は大沼地区で利用するという事なのか、この確認をしたいということで質問しておりますので。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） 御説明が分かりづらくて大変申し訳ございません。一つの世帯、これはどちらの地区にお住まいの方も全てひとえに平等に、全ての世帯に3地区分の商品券、クーポン券をお送りいたします。その3地区分は、当然、例えば本町地区にお住まいの世帯であっても、大中山地区にお住まいの世帯であっても、送られてくるクーポン券は3地区それぞれのクーポン券が2,000円ずつ掛ける3地区ですので6,000円届くということでございます。そして、使用できる場所は、それぞれのクーポン券の地区ごとで使用できますので、その方が本町地区にお住まいであった場合でも、大沼地区のクーポン券を使用される場合は大沼地区の店舗で御使用いただくことが可能になります。同じく、大中山地区において、大中山地区の店舗で大中山地区のクーポン券2,000円届いていますので、それを御利用いただくことも可能です。当然、本町地区にお住まいの世帯に届いた本町地区分のクーポン券につきましては、本町地区の店舗等で御利用にされるということです。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 3回です。

ほか、ございますか。

神崎和枝議員。

○2番（神崎和枝） 私のほうから2点伺いたします。

教育費のほうで、学校管理費の中の校舎営繕のほうです。水道蛇口をレバーに取り替えるということで、小学校、中学校、今のコロナ対策の一つとしてやられるということで、交付税も幾らか、少ないですけども、入っているということで、中学校と小学校の金額が、小学校が多いのに110万円ですかね、中学校のほうの18ページを見ますと、これが143万円と、金額が、小学校のほうが多いのであれば分かるのですが、それと、もう1点は、センサー、手を入れると水が出るという。この機械というのは、たくさん出すときは大変不便なものですけれども、全部が全部センサーではなくて、そういう何個かセンサーするとかという、そういう考えはなかったのかどうかという、この2点、お願いいたします。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（北村公志） 小学校と中学校の対比でございますが、岳陽学校のほうを中学校のほうに含めております。岳陽学校のほうは、ある程度、センサー式とかになっているものですから、改修の必要がないことで、今回、このような数字の内訳になっております。あわせまして、センサー式につきましても検討しましたが、電気工事が新たに必要になる、配線工事が必要になるということで、非常に値段が上がり上がると。給食センサーとかでも、センサー式でなくてレバー式で衛生環境のほうをクリアしているということです。それに準じましてレバー式のものに切り替える工事を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 神崎和枝議員。

○2番（神崎和枝） 分かりました。

商工のほうで、ただいまクーポン券発行事業ということで、地方創生臨時交付金事業になりますが、ちょっと内訳についてお尋ねをしていきたいなと思っております。

ただいま上野議員の質問に対して、地域限定型ということでお作りになるということで、また、広く募集をかけて、事業者一覧を一緒に申し込みのときに配布するというような中身で、大変御苦労されていることかなと思います。

これまでのアップル商品券を見ますと、やはりどうしても大きなスーパーに偏ってしまうということで、今、やはり一番本当に深刻な大沼の観光地というか、インバウンドを初め各国内の観光客が激減していると。いつまでこれが、本当に7月から大丈夫なのかという確証もない、この一、二年は大変だということで、何かそこに、観光地に対する、このクーポン券は少なからず本当に支えにもなりませんけれども、今後、やはり大変な思いが続くと思います。そのことで、何かもっとインパクトがある、大沼観光に対する、事業者も恐らくこの2,000円の中で、大中山とかあちらのほうから高齢者の方がなかなか大沼に、本当に行ったこともないという方もいるという話も聞きましたけれども、この際、何とかこの地域で、最初は御協力をいただくわけですけれども、毎回大沼に、本当にフランスのロワールと言われるような景色のいいところでありまして、そんなことで、地域の方々もいつも大沼に行ってくださいような流れをつくる第一歩だと思うのです。

そういうことで、何かこういうことで、不公平ではないかと言われるかもしれませんが、そうではなくて、やっぱりまち全体の経済波及というか、今後のことも考えあわせると、何かそこに事業者の工夫があるのかどうなのか、お店の方もテイクアウトするとか、宅配するとか、発送する商品があるとか、そういうようなお話があるのか、それとも、町として何か足の確保といえますか、三密にならない程度にそういうものも考えているのかどうなのかという、その辺をちょっとお伺いしたいのと、金券ですから、ここで郵送料とか送料、郵便料とか載っていますけれども、金券扱いのそういう送付の仕方をしているのか。申し込みはいいのですけれども、金券を郵送するという段階の、その中身はどういうふうに、有価証券発送ということで、どう考えているのか、そのあたりもお尋ねいたします。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） では、今の御質問に御答弁させていただきます。

まず、最後のほうの部分で、クーポン券の郵便料ということなのですが、このたび、議員おっしゃるとおり、お金に変えられる形ということになりますので、郵便料については簡易書留を用いて、確かに世帯主に届いたというような確認ができるような形で予算を計上させていただきましたので、御報告いたします。

それから、特に今回、本定例会で、一般質問でも議員の皆様のお発言でもございましたが、今回のコロナウイルスにつきましては、観光業への経済的被害が甚大なものとなってございます。当然、観光には、基幹産業として、町としてもっと支えていかなければならないというところはございます。先般の一般質問でも御答弁させていただきましたが、現在もそういった観光に対する支援というものは検討を進めているところでございます。国や北海道でもう既に観光に対する経済対策、道民割とか、そういったものが発表されておりますので、これらと重複して効果が薄くなるのか、そういったこともないよう、制度をいろいろ検討しているところでございます。

特に大沼の観光につきましては、先ほどおっしゃったとおり、町民の方も御存じない観光のスポットとか、そういったものも多数ございますので、ぜひ大沼地区に町民の方々も含めてお越しいただけるように、コンベンション協会等とも意見交換しながら、受け入れの体制をとってまいりたいと思います。例えば今の時期であれば、藤の花がとても鮮やかに咲いてございます。これからもいろいろそういった観光の名所というものも町としてもPRをして、ぜひ大沼にという体制づくりをしてまいりたいと思います。

もう1点、移動の手段ということで、いろいろありましたが、残念ながら、例えば車内とかそういったところが密閉の空間になりやすいということもございます。それらにつきましては、各事業者、それから、店舗等でも休業等支援金の支給の条件にもございましたが、引き続き三密を防ぐというようなコロナウイルスの感染拡大防止対策を

徹底していただくというようなスタイルで臨んでございますので、そういったところの不安の払拭も含めて、大いに情報をPR、大沼の観光のPRをしてまいりたいと考えてございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（中宮安一） 私のほうから、基本的には今課長がお答えしたとおりでありますけれども、私のほうから、この補正予算で答えていいのかわりかちょっと迷っていますけれども、せっかくの御質問ですのでお答えさせていただきますけれども、かつて東日本大震災のとき、このときも実は大沼から観光客が消えたのです。当時は台湾からのお客さんも物すごい数でありました。台湾からも、北海道はだめよということで来なくなった。当時、観光に携わる業者さんがいろいろなお弁当をつけて温泉回りをしながら、足はこういうものを使ってとかで、いろいろ工夫をして、随分町内のお客様、町内会の観楓会みたいなものを、では大沼でやろうかということでやった経緯があって、私もそういう行った人たちのお話を聞いたときには、七飯に来て20年たつけれども、初めて大沼を見ました、とてもいい場所でしたという、そういうお声をお聞きしているのは事実でございます。

ですから、そのことをしっかり踏まえながら、私たちのほうで、町がこういう手立てをする、だから観光業者のほうもしっかり、どんな手立てをするのかは別にして、いろいろなことを考えていただきたいということを、町だけではなくて、観光業者も含めて一緒に、観光協会、国際コンベンション協会、あるいはぐるり道南協議会、こういったところと町とでしっかりお話をしながら、そういうメニューづくりみたいなものもしないと、ただ町だけが汗をかくのではなくて、私は観光事業者もしっかり一緒に汗をとともにかいて、この大沼を盛り上げていく。まずは、昨日も申し上げましたけれども、観光の形態が今までのインバウンドではなくて、まずは地元のお客様にどんなことができるのかということをしっかり二つの関係する団体ともしっかりお話をしながら進めたいというふうに考えていますので、ぜひまた

皆様方にも御相談をしなければならないこともたくさんあるかと思っておりますけれども、相談をしながら進めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 神崎和枝議員。

○2番（神崎和枝） いろいろ工夫をしていきたいということでお話ありました。細かく、やはり第一段、第二段とした手段を考えていかなければいけないと思うのです。ですから、初めてのことで、町内会さんだとか、各サークルもたくさんありますので、そういう人たちもぜひ大沼にいらしてくださいというような、第一段、第二段の、そういう手立てをやはり町としてやっていただきたいなと思いますので、そのあたりをお知らせください。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（中宮安一） そういう意味では、私、このクーポン券で、大中山地区、本町地区、大沼地区というふうに分けた、三つの地域に分けたというのは、それぞれの地域のいいところ、また見直しができるだろうと、町民が。ここでしか使えませんので、町民の皆さんが七飯町の再発見と言ったらちょっと言い過ぎかもしれませんが、改めて七飯町のいいところをしっかりと分かっていただいて、町民自らが、こういうふうがいいところがあるよ、赤松街道もすごいよねとか、そういう話をきちんと町外にも広げていけるような、そういうきっかけになるようなクーポン券であるようにしていきたいというふうに考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ありますか。

それでは、まず暫時休憩しまして、たまたま今、10款まで終われば入れかえ、休憩だと思って、無理して進めたのですけれども、まだ3人ほどおられますので、11時30分、再開します。

暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開い

たします。

議案第42号令和2年度七飯町一般会計補正予算(第4号)の歳出の6款の農林水産業費から10款の教育費までの質疑を続けます。

質疑を許します。

中川友規議員。

○14番(中川友規) 教育費の学校保健室エアコン設置工事費で152万4,000円と、小学校費、中学校費もそうですけれども、エアコン等、あとは、説明では換気のための扇風機ということでありました。

それで、コロナ関連の臨時交付金ということですが、文科省のほうで熱中症の防止というのと、これは毎年出ていますけれども、今回の今年については、新型コロナウイルス感染症というフレーズも入った中での対策をとってくれというものも出ております。

その中で、今回、今までついていないから、これをつけるというのはいいと思うのですけれども、その対策として、これで終わりなのか、それとも、今後、とりあえず今、喫緊にこれを対策として講じていくものなのかというのが、現に学校の教室の温度、今までも調べているとは思いますが、実際に学校の教室の温度が36度を超える教室もあるというのを聞いております。その中で、今年においては、文科省のほうから出ているのもありますけれども、コロナ関係で、夏休みが返上といいますか、時数の関係で、夏休みも9日間でしたか、学校があると。その夏休みの期間というのは、幾ら北海道といえども、最近では30度を超える日にちも、ここ数年、増えておりますので、そういう中で、夏休みがあるときですら36度を超えている教室がある。今回はさらに夏休みの暑い時期というのが重なってきてしまう。その中で、それも全部踏まえてこういう形でやっているのかどうかということ。

何でそれを言うかといいますと、文科省で学校環境衛生基準の一部改正、これが平成30年の4月1日からということになっておりますけれども、これは学校保健安全法に基づいて施行令、規則だとかがあった中での学校環境衛生基準というものになっておりますが、平成30年の4月1日

に一部改正されたということで、この中で、学校教室の気温、温度、改正前は10度以上30度以下ということであったのですけれども、今は、改正後は17度から28度以下という基準に変更がされております。

今まで北海道はなかなかエアコンだとかそういうのは、どちらかといえば必要ないというのは分かっておりますけれども、ここ10年、15年で見ると、だんだんだんだん温度も上がってきていますし、また、湿度も出てきているということもありますので、現状的には本州のほうに近づいてきている気候になっているのかなど。その中でこういう基準がさらに整備されてきているという中で、これをやっていくのが、もともと、コロナが関係なくても本当はこれはやっていくべきとは思いますが、なぜそう言うかといいますと、学校環境衛生基準に関しては、学校設置者が設置する学校についての基準に照らし合わせて、環境の維持だとか、そういう計画だとかを適正にやっていくというのが責務とされているということですので、今回のこれで終わりなものなのか、今後、そういうようなものを対策としてやっていくものなのか。

また、コロナに関して、今年で解決してくれることを願いますけれども、万が一、来年度に長引いた場合に、また熱中症で何か、今年もそうですけれども、今年については間に合わないと思えますけれども、これに関係して熱中症対策もしっかりやらないと、子供たちに本当に何かあってからでは遅いので、その辺をどういうふうに考えているのか、お願いします。ちょっと一般質問っぽくなってしまいましたけれども、あくまでもこの予算ということで、よろしくお願いします。

○議長(木下 敏) 学校教育課長。

○学校教育課長(北村公志) 議員のおっしゃるとおり、各教室、学校につきましては、ここ数年というわけではないですけれども、10年、内地、あわせて温度が上がってきている現状でございます。昨日も、聞いたところによりますと、天気がよかったせいもありまして、30度近く上がったという話も昨日聞いたばかりでございます。

今回のコロナ対策としまして、暑さ対策ではございませんが、あくまでも換気対策ということで扇風機を導入させていただきます。扇風機は今後、通年利用して、換気対策ということで、もちろん涼しさも入ってくると思いますので、非常に有効な手段かとは考えております。

また、各学校において、熱中症の疑いということで学校は帰しますので、学校での熱中症というのはまだ報告は受けておりませんが、教室内で暑くてというのはまだ聞いておりませんが、実際に運動会の最中に応援団長が暑くて運ばれたとか、部活中のランニング中の児童生徒が暑さでまいってしまって、熱中症の疑いで搬送されたという事例は七飯町でも実際ございますので、今回は夏休みの延長もございますので、夏休みの休業中の授業につきましても、余りにも温度が高くなるようであれば、午前授業も想定しております。昼から暑くなったら帰すという対策も一応考えてはございます。万が一の際に保健室にエアコンを整備させていただいて、熱中症の対策をとらせていただくと。それにあわせて、学校現場でも熱中症の問題が出ていますので、温度が暑い、教室によって日当たりのいい教室、悪い教室がありますけれども、学校の温度をはかるように指示してございます。今後、エアコン設置に向けて調査中ということで、エアコン設置、各学校の普通教室、特別教室ということになりますと、非常に多大な費用がかかってくることに、費用対効果の問題も出てくると思いますので、それに向けてはあわせて検討を今後させていただければと考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○14番（中川友規） 調査ということですが、理想であれば、公平性を保てば全学校にということが必要かもしれませんけれども、こういう今のこの状況、平時のときであれば、例えば随時全校につけていくとかというのはいいかもしれませんが、こういう今の状況でいって、どんどん気温も上がっている、ましてやことはマスクもついている、そういうリスクが、熱中症リスクも高まっているというのは誰もが分

かっている状況ですから、その中でいけば、今これから各教室だとかの温度を調べると言っていましたけれども、それをちゃんと徹底してやっていただいて、全学校を急いでやるのではなくて、本当に危ないところを、要は命にかかわりますから、そういうところを優先してやっていくのが、こういう補助の使い方でないのかなと思うのですけれども、その辺について、いかがでしょうか。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（北村公志） 議員のおっしゃるとおりでございます。学校によっても違いがあると思いますし、学校内の教室によっても、暑い教室、涼しいまではいかないですけれども、やはり重要度の高いところを見きわめた上で、一気に全学校に設置というのは現実問題として不可能だと思います。優先度をつけて、暑い教室、暑い場所というのですか、そこを重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、ございませんか。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） この間のあれでは、2点ほど、ちょっと確認というか、要望になるかもしれませんが、まず、一般の12になるクーポン券の発行、これの使用期限というか、いつまでに使えばいいのかということの説明と、もし使用期限を過ぎてしまった場合、救済措置はないのかというようなことをちょっとお聞きしたいということと、もう1点は、一般の14ページ、8款土木費の道路橋梁維持費と新設改良費でそれぞれ工事請負費500万円、公有財産購入費500万円ということで、何かこの補正で唐突に出てきた感じがあるのですけれども、これについての必要性というか、この時期に補正を上げなければいけなかったというような理由、もしあるようであれば御説明をもう少しお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） では、御質問のほうに御答弁させていただきます。

まず、このたびの七飯町クーポン券発行事業に伴うクーポン券の有効期限でございますが、趣旨

が、それぞれの事業者のもとにできるだけ速やかに経済効果をお届けするというのも考えてございますので、期限については、実施の時期も、先ほど前段、別の御質問にお答えしたとおりで、まず、準備期間が必要な事業でございますので、それをできる限り速やかに発行していくということで、その発行時点からおおむね二、三か月を有効期限として定めてまいる考えでございます。そして、その有効期限を過ぎたものについてはどうなるのかということでございますが、こちら、クーポン券に、やはり御利用いただく町民の皆様、この券がいつまで使えるかというのを周知する意味も含めて、クーポン券に有効期限を印字いたしますので、この期限を過ぎたものについては、残念ですが御利用いただけないという形になります。

そして、このクーポン券事業は、御利用いただいた場合は、それを使用された店舗の方が、換金事業者、これから決まりますけれども、換金事業者のところにお持ちいただいて、換金をして、それで初めてクーポン券の事業分の予算の執行につながりますので、無駄になった、使用されなかったクーポン券につきましては、当然、換金の費用が出てこない、印刷の費用のみ、郵送料もあるのですけれども、そういった費用のみのロスとなるというような仕組みでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（佐々木陵二） それでは、町道の関係についてお答えいたします。

毎年舗装補修のほう、これは道路のホットホールですとかクラックに対しての補修ということになります。こちらは当初500万円見込んでつけさせていただいておりましたが、ことしは暖冬、雪が少なかったということで、道路の傷みがちょっと激しいということで、毎年大体1,000万円前後で推移しておりますけれども、最初から計画的にできるものではございませんので、当初500万円で、2回発注しておりますけれども、こちらで今度次は500万円の補正ということで、トータル1,000万円。大体毎年1,000万円前後で推移しておりますので、大体今予定

している箇所については補修のほうを終了いたします。まだ足りなくなれば、また補正させていただいていきたいと思っております。

用地購入3件ございますけれども、こちらは用地交渉をずっと続けておりまして、総務課長からも御説明ありましたけれども、用地交渉が整ったということで、今回、補正させていただいております。

以上です。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） クーポン券の最初のほうの、使用期間が二、三か月という、これ、先ほどアップル商品券の使用期限を聞いたら6か月ということで、お釣りも出るということで、非常に使い勝手がいいのかなという感じはあったのですけれども、今現在、まだどこにでも出かけて何でも好きに食べたり買い物したりできるというようなマインドになっていないかなと思うのですけれども、使用期限、二、三か月ではなくて、もう少し延ばすというような考え方、これは何か事業上、長くしたら困るようなものがあるのでしょうか。いつまでに換金手続を終わってしまわなければいけないとか、そういうエンドが決められたというふうなものか何かあるのでしょうか。もう少し長くとっても良かったほうが、経済効果としては短期間に使ってもらったほうがいいのだろうという机上のあれは分かるのですけれども、すぐ動く体制なのかどうかということと、もう少し幅広に見て、使い勝手のいいものにすべきではないかなと思うのですけれども、そここのところの答弁、もう一度お願いします。できればアップル商品券と同じ6か月で何か不都合があるのかなと思うのですけれども、そここのところの答弁をもう一度お願いしたいと思います。

それと、土木費については、僕はよく分からないのですけれども、このタイミングというよりも、コロナの補正というようなイメージがあったものですから、土木費が何でというような印象があったのですけれども、それは随時絶えずやっていて、たまたまこれに重なったというようなことと考えてよろしいわけですね。

以上2点、お願いします。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） では、ただいまの御質問に御答弁させていただきます。

まず、今回のクーポン券の発行事業についての制度設計の前提としましては、先ほど御答弁いたしましたとおり、有効期限を2から3か月とさせていただきますまして、趣旨も、先ほどのお話と同様、速やかに事業者の手に現金、資金なりが入るようという中で、2から3か月を想定して、このたび予算計上させていただいているところです。

それと、もう1点、この期間を延ばせないかということでございますが、今現在の想定は二、三か月としていますけれども、例えばこれ、極端に6か月とかということには、ちょっと今のところありません。というのは、換金の事業、業務がございまして、これにつきましては、今、町内の金融機関を想定してまして、そちらに行って換金を月締めでやるという想定で考えております。この月締めでやりますと、月締め掛ける換金にいらっしゃる業者さんの回数に対しまして振込み手数料が発生してまいります。これが事業期間が長くなることによって、その換金回数が増えていくと。そうなりますと、振込み手数料の関係も増加していくという、ちょっと経費の部分もございまして、今回のこの補正予算につきましては、おおむね2から3か月の有効期限とさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（佐々木陵二） 議員おっしゃるとおり、コロナ関係ではなく、町道でありますので、道路管理者は道路法第42条の中で、通常、予防、保全をしながら、安全で安心して通行できる道路を維持していかなければならないこととなっておりますので、こちらに関しての補修費ということになっております。

以上です。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 土木費についてはあれですけれども、クーポン券について、振込み手数料ぐらい、最初から見込んでおいて、長く期

限をとらないと、今の認識をどう考えているのかというところで、まだ自由に出かけて何かするというような状況ではないのかなと思うのです。たくさん大沼などに人が来てほしいという感じはありますけれども、まだそういう状況ではないのかなと思うのですけれども、この辺の、もう自由に買い物、不要不急というわけではないのでしょうか、必要なものを買い物するというだけではなくて、レジャー用に買物をするとか、そういうものはもう自由に町民の皆さんやってくださいという、そういう認識をとらえているということではよろしいわけですか、二、三か月で消費してしましましょうということとは。

○議長（木下 敏） 経済部長。

○経済部長（青山芳弘） ただいまの若山議員の質問にお答えいたします。

有効期間ということで、アップル商品券は6か月ありますよというお話でありますけれども、この趣旨、やっぱりクーポン券発行事業というのは、疲弊している各地区の町内の商店とか、そういう部分の関係者に早く景気の助けというのでしょうか、そういうものを目的としてございますので、早く使っていただくために、2から3か月ということで、何とかこの期間でお使いいただき、各町内の商店街のほうに売りを持たせるということでやる事業でございまして、そういう観点からその期間を持っておりますので、御理解のほどお願いいたします。

また、社会的な雰囲気、今まだ自由に外出ができないのではないのではないかとということでの御心配かなと思います。国のほうでは、もう6月1日から宣言が解除されて、各都道府県もそうですが、6月1日から6月18日までは、各都道府県内の移動は大丈夫でなかろうかと。19日からは各都道府県の行き来もできるようなお話でございます。ただ、観光面についても、やはりその部分は距離を保つとかという部分もございまして、風潮としては、ある程度人の動きが出てきているかなと。今般の報道でも、札幌市内の駅前付近とか、そういうところに人が戻ってきているとか、東京都のほうも人が戻ってきていると。感染のリスクの心配もございまして、ある程

度人の動きが出てきているということから、やはり予防は大切でございます。そこがまず1点でございます。ただ、予防だけで経済が潤うかということも、やっぱり心配していかないとなりません。そういう両天秤の中で、やはり町民の皆さん方も、不要不急の外出自粛、それらを守って、今まで感染症が、1人の発生はありましたけれども、その後、町内から出ていないということは、やはり町民の皆さんの努力のおかげだと思っております。この努力を生かしながら、やはり町内の経済を何とか助けていくということでございますので、そういう趣旨で、ある程度雰囲気も少しずつ改善してきている中で事業を実施していきたいということで考えてございますので、御理解のほどお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） それでは、6款農林水産業費から10款教育費までの質疑を終わります。

管理職の交代をお願いしますので、暫時休憩いたします。

あと5分でお昼で、今、管理職の交代となると、もう12時になってしまうので、このまま1時まで休憩して、1時から、11款から歳入の質疑を受けることよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） それでは、1時まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

議案第42号令和2年度七飯町一般会計補正予算（第4号）の質疑を続けます。

次に、歳出の12款の公債費から13款職員費までと歳入についての質疑を行います。

質疑を許します。

田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） それでは、公債費についてお尋ねいたします。この公債費でございますけれども、繰上償還ということで予算計上されてい

すけれども、まず、この繰上償還で、この部分はゼロになると思うのですけれども、何の事業分の償還分なのか、それをちょっと聞き漏らしたと思うので、それをちょっとお願いしたいと思いません。

それから、繰上償還ということで、残り何回分のものを繰上償還したのか。その理由。この時期に、特に関係ないのかなとは思いますが、この時期に補正をして繰上償還するという、そういう時期についてどうなのかというのを、理由も含めて説明いただきたいと思えます。

それから、償還内訳の財源ですけれども、特定財源としてその他4,800万円ほどでございますけれども、その他というのは何を指しているのか、それもあわせてお願いいたします。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） 私のほうから、まず今の質問につきまして順次お答えしてまいりたいというふうに思います。

まず、何の事業分かということでございますけれども、令和元年5月17日に緑町3丁目に建設の日本語学校整備事業分として、社会福祉法人七飯有隣会に貸付け実行いたしましたふるさと融資分ということでございます。日本語学校建設事業分でございます。

償還の回数でございますけれども、元金につきましては、これまで一度もお支払いしてございません。30回分残ってございますので、その分の償還分になります。

このたびの補正につきましては、令和元年度、令和2年度で2回分の償還分を見込んでおりましたが、加えて28回分を加えるというような内容でございます。

続いて、今回、この時期になった経緯でございますけれども、5月でございますけれども、日本語学校の準備をしていました七飯有隣会さんから、今回、世界中で猛威を振るうコロナウイルス感染拡大の影響によって留学生の確保が困難になったということと、事態収束の見通しが立たないというところで、採算性の確保が困難になったというようなことを鑑みまして、日本語学校事業

から撤退するというお話をしていただきました。それで、令和2年6月30日に全額繰上償還をしたいということでのお申し出があり、こちら、以前からふるさと財団とも協議をしておったところですが、繰上償還を実行する運びというところになってございます。

財源でございますけれども、その他でございますが、こちらは七飯町から七飯有隣会さんのほうに貸付けをしてございました金額の部分と、町がこれまで貸付けするために、原資を確保するために道南うみ街信金さんから貸付けをしておりましたが、それに関する利子、また、返済する際に手数料がかかりますので、それらを含めてその他となっております。

すみません、今ちょっと誤りがございました。こちらの4,854万2,000円の内訳につきましては、4,853万6,000円の元金分と、6,000円分の手数料のみということになってございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、ございませんか。

横田有一議員。

○1番（横田有一） 20ページの会計年度任用職員給与費2,184万円、これというのは何人分なのか、どういうところにその職員を配置する予定なのかを教えてくださいと思います。

それからもう一つ、歳入のほうで、歳入6ページの一番最後に学校臨時休業対策費（学校給食費返還）補助金96万4,000円と入っているのですけれども、これはお金を、給食費を返還するという内容でありますよね。それに対して、給食費は私会計のほうだから支出のほうは出てこない、そういう考え方でいいのか。

この2点、お願いします。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは、私のほうから、会計年度任用職員の給与費の関係について御答弁申し上げます。

何人かということでございます。今回の予算では10人の職員を採用してまいりたいというところでございます。

また、どこの部局にということですが、

そこは今、各課のほうに、どういう業務があるかということで調整をしている段階でございます。役場の業務もいろいろなところ、一般事務の業務だとか、いろいろな施設だとか、外の環境整備の仕事等でございます。それに対して、募集がどのような方が来るかということもでございます。募集というか、申し込みされた方の能力だとか経験を生かせるような職場、業務を見つけていきたいというところで考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 学校給食センター長。

○学校給食センター長（柴田 憲） それでは、御質問にお答えしてまいります。

こちらの学校臨時休業対策費補助金については、文部科学省により、令和2年の3月に急遽新設された補助金でございます。内容といたしましては、令和元年度の2月27日から3月24日までの北海道と国の学校の一斉臨時休業に対しまして、その期間の学校給食の食材費及び保護者への給食費返還に係る費用についてを4分の3の補助を行うという補助金でございます。そして、残りの4分の1につきましては自治体負担でございますが、そのうち80%については特別交付税が措置されるという内容でございます。こちらのほうは、歳入ということで、令和2年度に計上しておりますが、学校給食費の返還、そして食材の点につきましては、令和元年度で実施しております。申請は、補助要綱上、学校設置者名義で補助のほうは行わなければならないとなっていたことから、学校給食費会計では申請できないため、七飯町で申請をして、給食費返還の手数料を除いた食材費該当分を給食費会計の補助金という形で支出して、収入について、今回、このような形で計上させていただいております。総事業費のうち、食材費を除いた分を保護者のほうに返還をしているという内容で、町の支出といたしましては、先ほどお話しした町費、町単費の部分の20%分の支出が町の町費として支出されてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） 結構、会計年度職員の件なのでございますけれども、今も職員は足りているような状

況だと僕は思うのですよね。結構また募集も掛けていたし、その上に10人、こういう形でやるのがいいのかどうかというのは、ちょっと私は、いい方法があるのかちょっと分からないのですけれども、これ以上、職員が必要というのはなかなか厳しいのではないのかというふうに思うのですけれども、その中で、例えば環境整備だとかに回すと言っているのですけれども、そういうのがいいのか、例えば今、福祉施設だとか、そういうところで職員が足りないというときに、例えば異状なことが起きて、コロナが発生したよというときに、応援ができるような、そういう人たちを用意するとか、そういうところにふだんから行って勉強してくるとかということをしていこうというふうなほうが、もし町内にコロナウイルスが発生して、その施設がだめになった場合には、職員は札幌の茨戸園のように、最終的に職員たった3人しか残らなかったよというようなこともあり得るのですよね。だから、そういうふうなものに、例えばせつかく10人を雇うということで、そのときにその単価がいいのかどうかというのは分からないのですけれども、そういうものに使うというふうなもの、それから、福祉施設に限らなくても、コロナウイルスが発生したときに起こり得ることに対して対応していくとかということを考えているのかどうか。

それともう1点、先ほどの学校給食の件ですけれども、今回は令和1年度の分だと言っているのですが、令和2年度分もあるということでのいいのですか。

この2点、お願いします。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは、お答えしてまいります。

今回、職員を募集するというのは、コロナ感染症の関係で離職をされた方だとか、職の内定を取り消された方、また、感染症の影響により収入が減少した方を救済したいというようなことで考えてございます。

議員おっしゃった、今後、福祉施設等の業務にというところもあるとは思いますが、今、応募される方の資格等も関係してくるのかなと

思っております。そこら辺、どういう方が応募されるか分かりませんので、なかなか今、この場ではできる、できないというお話はなかなか難しいかと思っておりますけれども、そういうところも視野に入れながら、適正な場所に職員を配置していければいいかなということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 学校給食センター長。

○学校給食センター長（柴田 憲） それでは、再質問にお答えしてまいります。

令和2年分はあるのかという内容でございますけれども、今回の補助金は、令和2年の2月から3月までの休業期間についての補助が、急遽、この学校臨時休業対策費補助金ということで創設させて、それに対応いたしまして、令和元年度にその返還の事業を行い、当初は令和元年度の出納整理期間内の5月末までの入金予定でございましたが、手続、国のほうも遅れてずれ込みまして、最終的に6月以降の入金見込みになったということで、今回、6月議会で補正させていただきました。令和2年度につきましては、現在は予定しておりません。現在、令和2年の4月から5月にかけて休業いたしました、この休業に対する補助はこちらのほうは対象外となっております。ただ、今後、今、4月、5月分の休業に対しまして、また新たに補助金が創設される、もしくは補助を適用させると、そういった通知等があった場合は、その都度、検討して対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、ございませんか。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 歳入の部分では1件と、歳入の部分について2件、前にも聞いているのですけれども、確認のため、再度質問させていただきます。

まず、13、職員費、今も質問ありました、会計年度任用職員給与費ということで、2,000万円ちょっと計上されておりますけれども、これは10人職員を募集するというので、コロナ対策で職を失った方というようなニュアンスでずっと聞いていたので、解雇された方とか、そういう

方なのかなと思って今聞いていたのですけれども、採用というか募集の条件というのは、解雇された、自主退職も含むのか、解雇された方だけなのか、自主退職された方は含まないのか、あるいは看護師としての資格のある人とか、何か特別なスキルがある人というようなことになるのか、年齢的には、先ほどは内定を取り消された方とか含めていたので、そういう学生の、社会人1年生とか、そういう方だけ対象なのか、年齢とか男女構成だとか、そういうのは一切関係なく、募集した中から優秀な人を10名、職を失った人に対する仕事を提供するという、そういう発想のために10人枠を設定したということによろしいのかどうかと、そういう形で採用した会計年度任用職員についても、今現在働いている会計年度任用職員と同じように境遇、そのためにいろいろ手当とかもあるのですけれども、年度が終わった後の更新とか、そういう条件についてもほかの方と全く同じなのか、今回だけ特別の、本当に3月になったら終わりですよという、そういうものなのか、そここのところの考え方、とらえ方をちょっと教えていただければと思います。

それと、もう1点は、歳入についてなのですが、ページでいくと一般の6になるのでしょうか、地方創生臨時交付金1億3,940万8,000円上がっております。これは国の第1次補正ということで、人口だとかいろいろな基準に基づいて、コロナの発生状況だとかに基づいて、この金額になったということで、正式な公式というのは、何の何分の一だとか、そういうので1億円を各市町村で按分したという形で、はっきりこういう基準でこれだけになったのだというのがもし分かるのであれば教えていただきたいということと、今後、2兆円をまた配布するという報道がありまして、単純に2倍なので、1億4,000万円の2倍で2億8,000万円期待していいものかどうか、その辺は全く読めないものなのか、そここのところを、見通しをちょっと教えていただければと思います。

それと、もう1点は、同じ歳入で、ふるさと創生資金、借主が返済するというので、それに対する対応なので、全く問題も何もないのですけれど

ども、逆に事業をしようとして、今回のように不可抗力で事業の進行が遅れたり何かしたようなときに、このような繰り上げ返済をしないでそのまま借りているような形で、何か不都合というのか、当初の約束事というのですか、借り入れの約束事の中で不都合があつて、繰り上げて返さなければいけないものなのか、事情によっては条件変更で事業ができるまでそのまま借りていてもいいですよということでもいいのかどうか、それがどうなっているのか、もしお分かりならば教えていただければと思います。

以上です。

○議長(木下 敏) 総務財政課長。

○総務財政課長(悟楼 司) それでは、会計年度任用職員の関係について御答弁申し上げます。

まず、このたびの会計年度任用職員10名雇用するというのは、新型コロナウイルス感染の関係で、収入がなくなったとか影響があった方が対象になります。会計年度任用職員として採用するに当たっての待遇、条件面については、今いる会計年度任用職員と同じ待遇でございます。会計年度任用職員ですから、同一会計年度内での雇用期間となりますので、3月31日で雇用は終了するというようになっております。今回、緊急的な職員の雇用となつてございますので、ここの職員については更新ということにはなりません。ただし、今後のコロナ対策が必要であれば、そこは今後の状況を見ながら、そこは検討しなければならないかなというところもありますけれども、今現在では、会計年度任用職員として3月31日で終了ということで考えております。

また、職員、今回10名採用いたしますけれども、期限が決まっておりますので、今回、町のほうに勤めてもらう方についても、例えば3月31日までに新たな職を見つける方については、そこで新たなほうに行っていただくとか、そういう臨機な対応をしていかなければならないと思っております。

以上でございます。

○議長(木下 敏) 政策推進課長。

○政策推進課長(中村雄司) それでは私のほうから、歳入につきまして、まず1点目の、地方創

生臨時交付金の歳入の具体的な計算方法でございますけれども、交付限度額が設定されておりまして、その算定に当たりましては、人口、財政力、そして新型コロナウイルスの感染状況ということが条件となっております。こちら、人口は、まず平成27年の国勢調査人口をベースに算定してございます。そして、財政力につきましては0.48ということで、町のほうの財政力と設定されてございます。そして、新型コロナウイルスの感染状況というような項目でございますが、こちらは感染人数と、保健所があるかどうかということも加味されているというところでございます。細かい算定につきましては、国のほうで算定しておりますので、なかなか説明申し上げるところが難しいところでございます。

続いて、2次の補正予算の絡みでございますけれども、2次の補正予算の中でも、実はまだ算定方法だとかは細かくは示されておりません。国の予算規模が倍ですということで、町の予算も倍であればありがたいのですけれども、なかなか現在のところでは見通せないというようなどころでございます。

続いて、ふるさと融資の関係での、例えばふるさと融資を活用されている事業者がコロナ等の影響によって収入が減ってしまって、償還が難しくなったという場合の状況でございますが、こちら、ふるさと財団のほうの制度を確認しておりますが、そちらは相談に乗っていただく協議をするというような準備ができていてございますので、もしそういった場合があれば、ふるさと財団と協議をしながら進めていくことになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 会計年度任用職員の募集要項の出し方というか、これから決めるのかもしれないのですけれども、コロナの影響で、解雇、やめさせられた人に限るとか、解雇された人に限るとか、自主退職した人も含めて応募の資格とかがあるのかどうかということで、年齢とかそういうのは一切関係なく、応募する権利というか、応募するだけの資格はあるというふうに考えてよろし

いのかどうか、再度、そこだけ確認です。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（倍楼 司） 先ほど申し上げた条件というか、今回の対象者としては、コロナの関係で影響があった方ということで、解雇だとかというのは特に決めてございませんけれども、広く募集をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 歳出の12款公債費から13款職員費までと歳入についての質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

これより討論を許します。

上野武彦議員。

○9番（上野武彦） それでは、一般会計補正予算（第4号）に反対する討論をさせていただきます。

この補正予算案には、今回、商工観光費としてクーポン券発行事業費9,427万6,000円という金額が計上されております。

今回のクーポン券の発行事業に関しては、大沼の国際観光コンベンション協会から町内の観光業者や飲食店など、売り上げが落ち込んでいるということでの要望書が上げられまして、クーポン券の発行事業を実施するという要望が上がったことによるものであります。確かに町内の事業者、特に観光に当たる大沼地域での影響も大きいものというふうに考えてはおります。

ただ、実施するに当たって、その内容については、一部考えるべきものがあるというふうに考えております。

今回は、実施に当たって、1世帯に3地域それぞれに2,000円ずつ使えるような、合計6,000円のクーポン券を発行するというものであります。

これに関して、まず何点かにわたって反対の意見を述べさせていただきます。

まず、使える店に関しては、各地域で利用可能

な店については、応募者を募って、登録した上で利用していただくということであります。

これに関して、まず、住んでいない地域での店がどのような商品を扱っているのか、どこにその店があるのかさえ十分把握することが難しい状況になるのではないかと思います。まずその点が一つです。

2点目は、七飯町は高齢化率、平成30年で33.7%、65歳以上ですけれども、高齢化が進行しており、運転免許証を返上した高齢者も増えております。さらに、障害者も含めまして、地域での買い物にも支障を来している町民が増加しており、交通上の不便の問題が今課題になっておりますが、いまだ解消されていない状況になっております。

そうした中で、自分の住んでいる地域ですら買い物に困難を生じている住民が発生している中で、自分の住んでいない地域、そこに行ってこのクーポン券を利用してもらうということなのですが、これは利用不可能な住民が続出する可能性があるのではないかと。これについては、その手立てが十分考えられていないという問題が2点目であります。

3点目は、3地域で平等に3分の1ずつ使うということになっております。これはちょっと考えてみますと、まず、世帯の分布を考えてみますと、大中山地域、本町地域、大沼地域、それぞれ世帯の比率を見てみます。そうすると、大中山地域では世帯数が4,382世帯、全体の41%に当たるわけです。本町地域は5,254世帯、49.6%が住んでおります。大沼地域でいきますと、世帯数は942世帯、全体の8.9%の世帯が住んでいるということになります。それでいきますと、今回、各地域で約33%のクーポン券が使われる、約2,785万円、この三つの地域で使うということが条件になっております。

これでいきますと、その地域で使われるクーポン券は、その地域ごとに比率が変わってきます。大中山地域は世帯数が41%ですので、3分の1ずつ使われるということになると、7.8%、本来使われるべきクーポン券が使われないこととなります。本町地域では、33%では2,785万

円、本来使われるのですが、世帯比率では49.6%になりますので、そこで使われる2,785万円というのはマイナス16%、本来使われるべき金額の16%減の比率で使われると。大沼地域でいきますと、世帯数は全体の8.9%の世帯数があるわけですが、そこでクーポン券、全体の33%、2,785万円が使われることになると、世帯比率では24%、本来よりも多い使われ方がするというようなことに結果的にはなるわけであります。こういったことで、地域で平等に使うというわけにいかないという問題も発生してまいります。

それで、今上げましたように、一つは、地域住民の利便性が全く考えられていない、交通上の問題の解消が考えられていないという問題が一つあります。それから、地域別で言いますと、不公平感が非常に発生すると。大沼地域では、本来の世帯数に比べると24%も多い使われ方がするというので、その地域の住民の比率に逆行するような問題が発生する。

そういうようないろいろな問題が含まれておりまして、そのことを考えると、本来ならば、こういった状況を考えますと、住んでいる地域に近いところで、人口比率に応じた使い方をすべきが一番合理的ではないかと思います。確かに大沼地域でこのように使われるということは、観光業への支援にはなるかとは思いますが、ただ、そういった地域でどういう店があるかも分からないような状況に、しかも足もない住民が十分利用できるのかという、非常に問題を抱えておりますので、これを強行するということは非常に問題があるというふうに考えまして、反対の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、討論ございませんか。

稲垣明美議員。

○6番（稲垣明美） 賛成の立場から意見を言わせていただきます。

この補正予算に関しまして、今、反対意見でクーポンの件が出ていましたけれども、現在、七飯町におかれましていろいろなイベントがなくなっ

たりとか、各種イベントで本当は経済効果が生まれることがなくなっております。その中で、このクーポンを活用することにより、町民の方々のメリットとして考えたことが、まずは地元のお店のよさを知ることです。行ったことのないお店に行くきっかけにもなりますし、先ほど意見として、どういう店なのかが分からないというふうに出ていましたけれども、知るチャンスになるのではないかなというふうに思っております。エリアが分かれていることに関しても、大沼になかなか足を運ぶことができない人もいます。また、本町や大中山にも魅力がいっぱいあるお店があるのに、知らないことがあると思います。そういうことを知るチャンスになるのではないかなというふうに思います。

事業者のメリットとしまして、クーポン以上のお買い上げが、利用があると思います。お客様が利用してくれる喜びを感じることができるのではないかなというふうに思います。それが事業者にとって、今後のやる気や元気につながるはずだと思います。事業者は、本当に今回のコロナウィルスの件で、本当に元気をなくしている事業者がいっぱいいます。補助金を出すのももちろん大切ですけれども、商売の基本、売り買いが本当に意味での支援につながると思います。私もこの間、いろいろなお店に顔を出しましたが、本当にお客様が来ていただける喜びを感じている事業者も多く、お客様が利用していただくことが、何よりも地域の活性化につながると思っております。なので、地元のお店を知る機会につながり、また、これからのお客様になる可能性が広がり、七飯町内の経済効果が循環するきっかけになってほしいなというふうに思っております。

事業者もこの機会を生かし、ただクーポンを使うのではなくて、クーポンを利用していただくためにはどんなことが考えられるのかというふうに考えることで、6,000円以上の経済効果を必ず持たせてくれるというふうに思います。

先ほどの高齢化、行けない方も多いのではないかなという意見もありましたけれども、例えば町内会とかサークルの方々が、大沼に行く機会をつくったり、また、大沼の方が本町や大中山に来て

いただけるようになるというのかなというふうに思います。町民の方々に1枚でも多く利用していただくことが、経済効果を生み出し、七飯町全体の支援につながると思っております。また、これが元気の、地域活性化の一役になるのではないかなという思いから、賛成の立場で意見を言わせていただきます。

○議長（木下 敏） ほか、討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

議案第42号令と2年度七飯町一般会計補正予算（第4号）を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木下 敏） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午後 1時38分 休憩

午後 1時40分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第3

報告第2号 令和元年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業報告及び決算報告について

○議長（木下 敏） 日程第3 報告第2号令和元年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業報告及び決算報告についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） それでは、報告第2号令和元年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業報告及び決算報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告いたします。

2 ページの理事会議案第1号令和元年度事業報

告についてを御覧ください。

令和元年度に実施しました事業内容について御説明いたします。

ページを開きまして、初めに3ページの1、国際交流に関する調査及び研究並びに人材育成でございます。

(1) 海外の絵本、自然科学、数学等の図書の提供と、国際的人材育成の調査。

(2) 地域で生活する留学生に地域のすばらしさを再発見してもらうためのフィールド調査。

4ページに移りまして、(3) 七飯町の姉妹都市コンコード町との交流支援による国際交流活動のPRを行いました。

次に、2、国際交流を促進するための各種行事、研修及び人物交流等の実施でございます。

4ページから5ページになります。

(1) 一般住民や小学生対象の英会話講座、韓国語講座、キッズ英会話講座、外国人講師による外国の料理、文化、習慣、食生活までの講座として、韓国料理講座の開催。

5ページの(2) 地域住民の国際化理解の高揚を図るため、ホームステイで受け入れるワールドラーニング国際交流プログラム。

(3) 北海道の歴史、文化を生かした企画による地域のPRや国際交流。

(4) 着物の着付けや書道等の各種日本文化の体験研修事業を実施しております。

次に、6ページ、3、(1) 地域の国際交流団体との連携、協力及び活動の進行でございます。各種事業に対する助成と、道南地域の国際交流団体など、各種団体と協力し、相互理解と共済で事業を行うほか、各種セミナーに参加し、理解と連携の強化を図っております。

次に、7ページ、(2) ホームステイ事業の受け入れ家庭の拡充を進めております。

次に、4、大沼国際セミナーハウス等の国際交流施設の広報、宣伝活動及び学会、研修会の誘致でございます。

(1) ニーズに合った施設利用の提案を行い、企業、団体等の利用誘致を図るほか、地域と連携し、大沼の観光、各種体験等と一体となった活用を図りました。

(2) 広報宣伝活動として、ホームページ、フェイスブックやインスタグラムなどのSNSを活用して、施設のPR、事業の周知を図っております。

次に、5、大沼国際セミナーハウス等の管理及び運営の委託、その他委託を受けて行う事業でございます。

指定管理者として、大沼国際セミナーハウス及び大沼森林公園の施設維持管理業務を受託し、施設の維持管理業務を行っております。

8ページを御覧ください。

(1) ホームページやガイドブックを随時更新し、周辺観光情報の紹介、コンベンション主催者に対する情報提供、各種相談等を積極的に行っております。

(2) インターネット無線LANを完備した施設で、不特定多数の方が読書、勉強、研究等に利用できるスペースを提供しながら、賛助会員の裾野の拡大と、利用者にはリラックスしたときを過ごしてもらうため、コーヒー、お茶のサービスや、バスでの無料送迎を行っております。

(3) 地域住民との交流や施設のPRのため、音楽、芸能など、各種イベントを開催しております。

9ページを御覧ください。

(4) 大沼森林公園の散策路の樹名板を更新、追加しました。

(5) 大沼森林公園にはバードテーブルを常設し、野鳥やエゾリスなどの観察ができるようにしております。

(6) と(7)は、大沼国際セミナーハウスと大沼森林公園をともに指定管理しております。

次に、10ページの6、自然観察会の実施、自然環境保護活動の指導者の育成等の自然環境保護活動の企画、実施並びに推進として、(1) 自然保護観察員等を招き、自然観察会を行っております。

次に、(2) 児童対象の自然環境学習及び環境保育事業を実施しております。

次に、(3) 自然環境を体験学習する屋外活動セミナーを開催しております。

次に、7、その他、この法人の目的を達成する

ために必要な事業でございます。

11ページを御覧ください。

(1) ボランティア登録15名。

次に、(2) 大沼森林公園ボランティアによる森林公園の整備や、ボランティア育成研修会などの活動をしております。

次に、(3) の賛助会員募集事業ですが、令和2年3月末日現在で、個人会員が292名、団体会員が76団体でございます。

(4) 協会の会報の発行、各種事業、行事の案内を行っております。

次に、17ページにかけまして、理事会、評議員会等の開催実績を記載しておりますので、あわせて御覧ください。

次に、13ページの令和元年度の利用状況でございます。

年間の利用件数は171件、前年度177件で、前年度に比べ6件減となっております。

次に、利用者総数は8,545人、前年度8,500人で、前年度に比べ45人の増となっております。3月以降の利用が、新型コロナウイルスの影響を受けて減少しております。

各月、各室ごとの詳細は資料を御覧ください。

事業報告の説明は以上でございます。

続きまして、理事会議案第2号令和元年度決算報告についてを御覧ください。

初めに、15ページの令和元年度収支決算書について御説明いたします。

まず、収入の部でございますが、決算額を御覧いただきたいと思っております。基本財産運用が443万4,978円、団体及び個人会員の会費が216万1,000円、自主事業が285万3,064円、施設管理受託事業が2,959万9,000円、施設運用事業68万6,300円、受け取り利息723円、雑収入が4万7,559円でございます。収入の内容は備考欄を御覧ください。当期収入合計が3,978万2,624円、前期繰越収支差額が20万9,392円、収入合計は3,999万2,016円でございます。

次に、16ページ、支出の部でございます。

支出額を御覧ください。自主事業費の計が249万5,268円、施設管理受託事業費の計が2,

992万6,224円、管理費の計が280万4,137円、退職給与引当預金が97万3,000円。以上の支出合計が3,619万8,629円となり、当期収支差額が358万3,995円、次期繰越収支差額は379万3,387円でございます。

次に、17ページの令和元年度正味財産増減計算書でございます。

同年度を御覧ください。

ローマ数字Iの一般正味財産増減の部、下段のIの一般正味財産期末残高が379万3,387円。

2の指定正味財産増減の部、基本財産に当たりますが、指定正味財産期末残高として3億6,381万円。

3の正味財産期末残高の部、Lの正味財産期末残高が3億6,760万3,387円でございます。

次に、18ページの令和元年度貸借対照表でございます。

1の資産の部、Aの流動資産合計額とBの基本財産合計額とCの特定資産合計額を合わせたEの資産合計額は3億7,004万8,564円でございます。

次に、2の負債の部で、Fの流動負債合計34万1,553円と、Jの固定負債合計210万3,620円を合わせたKの負債合計は244万5,173円でございます。

次に、3の正味財産の部で、Lの指定正味財産3億6,381万円と、Mの一般正味財産379万3,387円を合わせたNの正味財産合計は3億6,760万3,387円となり、Oの負債及び正味財産合計は3億7,004万8,560円でございます。

次に、19ページの令和元年度財産目録でございますが、貸借対照表の還付別内訳となっておりますので、御覧ください。

次に、20ページの令和元年度計算書類に対する注記でございますが、1の重要な会計方針として、引当金の計上基準につきましては、期末退職給与を要支給額に相当する金額を計上しております。

また、資金の範囲につきましては、現金、預貯金、預かり金を含めております。

2の基本財産の増減及び残高ですが、当期末残高は3億6,381万円でございます。

3の次期繰越金収支差額につきましては、前期末残高が20万9,392円、当期末残高が37万9,387円でございます。

4の収支計算書の流用ですが、記載のとおりでございます。

最後になりますが、21ページが監査結果となっております。

報告第2号令和元年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業報告及び決算報告について、以上でございます。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、本件については、報告済みといたします。

日程第4

報告第3号 令和元年度七飯町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（木下 敏） 日程第4 報告第3号令和元年度七飯町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長（倍楼 司） それでは、報告第3号令和元年度七飯町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

令和元年度七飯町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の金額のうち、翌年度に繰り越した額を、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

次のページを御覧願います。

令和元年度七飯町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

今回の計算書につきましては、令和元年度において、繰越明許費設定の予算議決をいただきましたが、入札により、設定額より翌年度繰越額が減

となっているものもございます。

それでは、説明してまいります。

3款民生費1項社会福祉費、社会福祉施設整備事業の翌年度繰越額は757万4,000円。

8款土木費2項道路橋梁費、橋梁長寿命化改良事業の翌年度繰越額は3,248万5,000円。

同じく8款土木費5項住宅費、本町上台団地整備事業の翌年度繰越額は7,264万3,000円。

同じく8款土木費5項住宅費、桜B団地整備事業の翌年度繰越額は6,671万4,000円。

10款教育費1項教育総務費、大沼地区小中学校統廃合事業の翌年度繰越額は1,802万8,000円。

同じく10款教育費1項教育総務費、学校情報通信ネットワーク環境整備事業の翌年度繰越額は9,470万9,000円。

以上6件の事業に係る翌年度繰越額の総額は2億9,215万3,000円でございます。

以上、令和元年度七飯町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、本件については、報告済みといたします。

日程第5

報告第4号 令和元年度七飯町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（木下 敏） 日程第5 報告第4号令和元年度七飯町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（笠原泰之） それでは、報告第4号令和元年度七飯町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

令和元年度七飯町下水道事業特別会計繰越明許に係る歳出予算額の金額のうち、翌年度に繰り越し

た額を、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

次のページを御覧願います。

令和元年度七飯町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。

今回の計算書につきましては、令和元年度において、繰越明許費設定の予算議決をいただいたもので、内容は、北海道が行う函館湾流域下水道整備事業の繰り越しに伴う七飯町負担分の繰り越しとなっております。

1款公共下水道費1項下水道事業費の流域下水道整備事業（流域下水道負担金）の翌年度繰越額は850万5,000円でございます。

なお、七飯町下水道事業特別会計は、下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用したことに伴い、令和2年3月31日をもってこの会計を廃止し、同法施行令第4条第5項の規定により、七飯町下水道事業会計が引き継いで事業を執行するものでございます。

以上、令和元年度七飯町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、本件については、報告済みといたします。

日程第6

**発議案第3号 新型コロナウイルス対策
に関わる地方財政の充実・強化を求める
意見書**

○議長（木下 敏） 日程第6 発議案第3号新型コロナウイルス対策に関わる地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

川上弘一議員。

○16番（川上弘一） それでは、発議案第3号新型コロナウイルス対策に関わる地方財政の充実・強化を求める意見書につきまして、読み上げ

まして提案説明にかえさせていただきます。

標記の意見書を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和2年6月9日。

七飯町議会議長木下敏様。

提出者、七飯町議会議員、川上弘一。

賛成者、七飯町議会議員、池田誠悦議員、横田有一議員、田村敏郎議員、澤出明宏議員、稲垣美議員、長谷川生人議員。

新型コロナウイルス対策に関わる地方財政の充実・強化を求める意見書。

今、地方自治体では、新たに発生・拡大している新型コロナウイルス感染症対策として、地域住民に対し、緊急な対応を要する課題に直面しております。

新型コロナウイルス感染症は、国の緊急事態宣言が出されるなど、全国的に猛威を振るっており、いまだ収束が見通せないどころか、長期化が予想される状況になっております。

このため、各自自治体では、地域住民の命と生活を守るために、感染拡大防止対策や地域経済対策、雇用対策など、さまざまな対策を講じております。

しかしながら、4月30日に成立した2020年度一般会計補正予算において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は成立いたしました。全国各自自治体が必要とする財政需要に到底対応できるような規模には至っておりません。

政府は現在、2020年度第2次補正に向けた準備を進めておりますが、長期化が予想される新型コロナウイルス対策には、地方自治体に対し、国のさらなる追加予算措置を含めた対応が必要不可欠であります。

このため、2020年度補正予算においては、新型コロナウイルス対策に関わる地方財政の充実・強化を図るために、国に対し、以下の事項の実現を求めるものでございます。

記。

1、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨

時交付金の総額を大幅に増額すること。交付額の算定に当たっては、財政力の弱い自治体においても必要かつ十分な対策が実行できるよう、確実な財政措置を行うこと。

2、各自治体の実情に応じた実効性のある対策が講じられるよう、国の対策に伴い、地方負担が生じる場合には、確実に交付金の対象とするとともに、柔軟に活用できる自由度の高い制度とすること。

3、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金についても、総額の増額など、地域に必要な医療提供体制を整備するための措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見を提出いたします。

北海道亀田郡七飯町議会。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、地方創生規制改革担当大臣、経済財政政策担当大臣。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願申し上げます。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。
これより討論を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。
これより採決を行います。

発議案第3号新型コロナウイルス対策に関わる地方財政の充実・強化を求める意見書を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7

発議案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

○議長（木下 敏） 日程第7 発議案第4号林

業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

平松俊一議員。

○3番（平松俊一） それでは、読み上げまして提案説明をさせていただきます。

発議案第4号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書であります。

標記の意見書を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和2年6月9日。

七飯町議会議長木下敏様。

提出者、七飯町議会議員、平松俊一。

賛成者は、いずれも七飯町議会議員であります。澤出明宏議員、神崎和枝議員、中島勝也議員、川上弘一議員、畑中静一議員、上野武彦議員、池田誠悦議員であります。

読み上げます。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は、全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給などの多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるには、「植えて育て、伐って使って、また植える」といった、森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用、所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

道では、森林の公益的機能の維持増進と、森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業の林業成長産業化総合対策事業などを活用し、植林、間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な間伐や伐採後の着実な植林を一層進めるためには、地方債の特例措置を継続するなど、森林資

源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2、間伐、植林、種苗生産などを着実に進めるため、森林の間伐などの実施に関する特別措置法を延長し、同法に基づく森林整備事業の都道府県、市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。

3、森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工、流通、利用までの一体的な取り組みや、森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実、強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

北海道亀田郡七飯町議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣であります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

発議案第4号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を、原案とおりに可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されまし

た。

日程第8

閉会中の委員会活動の承認について

○議長（木下 敏） 日程第8 閉会中の委員会活動の承認についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、各常任委員会及び議会運営委員会から、特定の案件について、閉会中に委員会活動を行いたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

委員会申し出のとおり、その活動を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、委員会申し出のとおり、その活動を承認することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（木下 敏） 以上で、本定例会に付議された全ての案件の審議は終了いたしました。

よって、令和2年第2回七飯町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時09分 閉会